

宮崎交通(株) 運輸安全管理規程

目次

第1章	総則
第2章	輸送の安全を確保する為の運営方針
第3章	輸送の安全を確保する為の管理体制
第4章	輸送の安全を確保する為の計画と実施
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、会社の旅客自動車運送事業および貨物自動車運送事業に係る業務活動(以下、バス事業という)に適用する。

第2章 輸送の安全を確保する為の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
また、現場の声に真摯に耳を傾けるなど輸送の実態を十分に踏まえた上で、運輸事業に携わる全ての従業員(パート・アルバイトを含む)(以下「社員」という。)に対し輸送の安全確保は事業運営上最も重要であることを周知徹底させる。

- (2). 会社は宮交ホールディングス(株)がグループ傘下企業に示す統一的運営指針である「経営理念」及び「行動指針」並びにこれらを実践する為に会社で定めている「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」を基本として社員の安全意識の高揚を図る。
- (3). 会社は輸送の安全に関する施策をつくり、計画に基づいて実行に移す。施策は社員の声をもとに定期的に見直し現状に沿ったものに改善する。
- (4). 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全理念に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- a. 安全は、経済性・定時性・快適性等のどの品質要素よりも優先する。
 - b. 安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指す。
 - c. 安全に関する費用の支出及び投資は積極的かつ効率的に行う。
 - d. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - e. 安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内における必要な情報を伝達・共有する。
 - f. 安全に関する教育及び研修・訓練計画を策定し確実に実施する。
- (2). 社員は業務遂行に当り本規程はもとより各法令及びその他の社内規程を遵守する。又、業務遂行中これらの規程に不適合を認めた場合は速やかに上司に報告し、会社は是正する。
- (3). バス事業に係わる者は、本規程及びその他の社内規定の安全に関する事項を遵守し、業務遂行に当っては確固たる信念と安全意識を常に保持し、輸送の安全に努める。
- (4). 管理の受委託に係わる輸送の安全を確保する為、次に掲げる事項を実施する。
- a. 輸送の安全の確保について連絡を緊密かつ正確に行なうための連絡体制を確立し、委託者及び受託者は相互に協力・連携して必要な情報を伝達共有するよう努める。
 - b. 受委託者共に、輸送の安全の確保を阻害するような行為を行なわない。又、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行なう。
 - c. 委託者は輸送の安全を確保する為、受託者の社員に対して必要な教育または研修を行なう。

(安全輸送年間目標)

第5条 会社はより高く安定した安全をめざし、前条に掲げる方針に基づいて年間目標を策定する。期間は当年4月1日～翌年3月31日までとする。

- (2). 年間目標は年度末の「宮崎交通自動車事故防止委員会(第15条の2)」にて決定し全てのバス事業場に掲出する。

(安全輸送年間計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成する為、輸送の安全を確保するための重点施策をつくり、確実に実行するために必要な年間計画を立てる。

第3章 輸送の安全を確保する為の管理体制

(社長及び経営トップの責務)

第7条 社長は、輸送の安全を確保するための最終的な責任者となる。

- (2). 宮交ホールディングス(株)は輸送の安全を確保するために、次の監督・指導を行う。
 - a. 予算の確保、体制の構築及び安全管理規程の整備と見直し
 - b. 安全統括管理者の意見の尊重
 - c. 輸送の安全を確保するための業務の実施、並びに管理方法の適否及び必要な改善・対策

(社内組織)

第8条 会社は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全を確保するための責任ある体制を構築し、日常業務を通じて安全確保のための業務を適確に行わせる。

- a. 安全統括管理者
 - b. 運行管理者
 - c. 整備管理者
 - d. 危機管理総括者
 - e. 安全管理者
- (2). 前項の各管理者・責任者の選任・解任については、これを従業員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にする。
 - (3). 各管理者・責任者は運行状況等について、必要な部署との連絡を緊密かつ正確に行い、常に状況把握に努めるとともに、業務を適切に遂行できるよう努める。
 - (4). 各管理者・責任者が病気・事故等によりその職務を遂行できないか、又は不在の場合は、当該管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 法第22条の2第4項に規定する安全統括管理者は、バス事業担当役員(以下「担当役員」という。)をもって充てる。

但し、担当役員が旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する安全統括管理者の要件を満たさない場合には、社長が要件を満たす他の幹部の中から選任する。

尚、当該管理者は担当役員が所定の要件を満たした時点で解任し、担当役員を選任し届け出るものとする。

- (2). 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当したときは、これを解任する。
 - a. 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - b. 身体の故障その他のやむを得ない理由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - c. 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3). 会社は、安全統括管理者を選任又は解任した場合は国土交通大臣に届け出なければならない。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- a. 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることを認識させる。
- b. 安全輸送を確保するため、安全管理体制及び危機管理体制を確立し継続的に実行する。
- c. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を策定し実施する。
- d. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- e. 安全輸送の確保の状況は定期的に内部監査を行い社長に報告する。
- f. 社長に対し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じる。
- g. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。
- h. 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する。
- i. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修・訓練を行う。
- j. 輸送の安全を確保するためのその他の統括管理を行う。

(その他の管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は各部の部長及び自動車営業所長を「危機管理総括者」に指名し、社員の安全意識・危機意識の高揚及びバス事業場の危機管理体制の強化に当たらせる。

- (2) 営業所長は担当所長又は運行管理者を「安全管理者」に指名し、職域の安全指導・非常設備の保守・危機意識の高揚に当らせる。

第4章 輸送の安全を確保する為の計画と実施

(重点施策の実施)

第12条 会社は第5条の安全輸送年間目標、及び第6条の安全輸送年間計画を達成するために、重点施策を着実に実施する。

(情報の共有及び伝達)

第13条 会社は輸送の現場と管理側が双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

- (2) 発生した輸送の安全を害する情報は次により全ての社員が共有しなければならない。

- a. 社員は業務上、業務外を問わず不安全要素と思われる事象を認知した場合は速やかに上司に報告すること。
- b. 不安全情報を入手した所属長は直ちに乗合事業担当部長及び貸切事業担当部長(以下「担当部長」という)を通じて安全統括管理者に通報する。同管理者は社長をはじめ宮交ホールディングス(株)等関係者に報告する。
- c. 担当部長は入手した情報について営業所長を通じてその事実確認をし、必要に応じて関係するバス事業場及び旅客カウンターに指示し再発防止及び予防を促す。

(事故・災害等非常時の体制)

第14条 安全統括管理者は、事故、災害等に関する報告が社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。

尚、事故・災害等発生時の連絡体制及び応急体制は「宮崎交通バス事業危機管理基準」に定めるところによる。

- (2). 安全統括管理者は、報告連絡体制が十分に機能し、事故・災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- (3). 非常時の対応にあたりバス事業に係わる全社員には「危機管理マニュアル」を配布する。但し、バス乗務員には「非常時の手引き」を配布し携行させる。
- (4). 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故・災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(教育及び研修)

第15条 安全統括管理者は第5条の安全輸送年間目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し実行する。

- (2). 会社は安全教育・研修の場として運転士の代表からなる「宮崎交通自動車事故防止委員会」を設置する。委員会は事故分析並びに事故防止対策等について協議する。
- (3). 安全統括管理者は1年に2回以上机上若しくは実践にて非常時体制の訓練を行わなければならない。また、必要に応じて専門家を招いた模擬訓練を行う。

(内部監査及び検証)

第16条 安全統括管理者は、自ら又は社長が指名する者を監査責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

- (2). 安全統括管理者は、重大な事故や災害・テロ等が発生した場合は、終息した時点で関係者を招集し対応マニュアルの検証及び対応手順の反省会を持つ。
- (3). 安全統括管理者は、前項の監査及び検証が終了し、その結果改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに、安全確保に必要な方策を検討する。尚、必要に応じて暫定の予防措置を講じる。

(業務の改善)

第17条 社長は、安全統括管理者から事故・災害等に関する処理報告、又は前条の内部監査の結果改善すべき事項の報告があった場合、若しくはその他の場面で輸送の安全確保のために改善の必要を認めた場合には改善に必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じるよう命じる。

- (2). 悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 会社は輸送の安全確保のための方針、並びに重点施策等を毎年度の当初にホームページを通じて公開する。

- a. 基本的な方針
- b. 新年度の目標及び前年度の目標達成状況
- c. 事故に関する統計(自動車事故報告規則第2条に因る)
- d. 新年度の重点施策と主な実施計画
- e. 安全輸送に関する連絡体制及び統括安全管理者に係る情報、安全管理規程
- f. 安全輸送に関する教育研修計画及び、主な監査結果と措置状況
- g. 貸切旅客自動車運送に係る、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車の情報

(2).

会社は、重大事故発生後における再発防止策、行政処分後に安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかにホームページにも掲載し公表する。

(記録の管理等)

第19条 本規程は、会社が行う旅客運送の業務実態に応じて変更する。更には定期的に行う実地訓練や研修会、また事象発生後の検証により指摘のあった事項はその都度見直し変更する。

(2).

本規程の実施に伴う方針の作成、会議の議事録、非常時の体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、検証等により見直した事項、その他社長に報告した内容は、これを記録し適切に保管する。

(3).

本規程の改廃・周知・保管等の事務処理を行うため運転保安課に事務局を置き、保管方法は別途定める。

附則

(所管)

- (1) 本規程は運行管理部が所管する。

(改廃)

- (2) 本規程の改廃はリスク管理室・人事総務部との協議により、バス事業担当役員の決裁により行う。

(実施)

- (3) 本規程は平成19年1月1日より施行する。

(追記)

- (4) 平成21年5月1日 組織名称の変更に伴い部署及び役職名を変更
- (5) 平成21年7月1日 管理の受委託に関する条項を新設
- (6) 平成21年7月1日 文書管理規程に基づき、文書中に使用する個条番号を変更

- (7) 平成30年8月1日 客貨混載による貨物運送事業の許可により、第2条適用範囲を変更
- (8) 平成30年8月1日 情報の公開項目および、混在していた社名称を統一した表現に変更

平成30年8月1日